

第1回青森市特別職報酬等審議会 会議概要

【開催日時】 平成28年8月2日（火）13:00～14:30

【開催場所】 青森市役所 庁議室

【出席委員】 石田憲久委員、佐々木信一委員、今善樹委員、敦賀仁委員、
遠藤哲哉委員、森宏之委員、赤石八十郎委員、高橋政嗣委員、
平山豊和委員 《計9名》

【欠席委員】 木村良一委員 《1名》

【事務局】 総務部長 鈴木裕司、総務部理事 加藤文男、総務部参事 山谷直大、
人事課副参事 太田直樹、人事課主査 出町知行、人事課主事 相馬一毅
《計6名》

【会議次第】

- 1 辞令交付式
- 2 組織会
 - (1) 会長選出 → 遠藤哲哉委員を選出
 - (2) 会長職務代理者指名 → 森宏之委員を指名
- 3 諮問
 - (1) 市長挨拶
 - (2) 諮問書提出
- 4 審議会
 - (1) 諮問経緯説明
 - (2) 審議会の運営について
 - (3) 資料説明
 - (4) 審 議
 - (5) 次回日程について

【会議の公開】

「青森市附属機関の会議の公開に関する要領」に基づき、会議は原則として公開することとしており、当審議会においても公開とする。

【審議会議事要旨】

◆諮問経緯及び審議会の運営について

○鈴木総務部長

今回の諮問に至る経緯につきまして、私の方から御説明いたします。

市長をはじめとする特別職の給料等の額につきましては、従来から、公正を期するため第3者機関であります特別職報酬等審議会を設置し、その意見を聴いて改定してまいりました。

しかし、平成15年以降の9年間は、景気動向、一般職の給与改定状況、特例的な削減措置の実施等を背景として改定を見送ってまいりました。そして、平成24年度に約9年ぶりに審議会を設置し、答申を受け、市として条例案を市議会に提案いたしましたが、改定の引き下げ幅を巡る審議会での議論の内容に異論が出されまして、否決という結果となりました。

このことを受けまして、2年前、平成26年度に設置した審議会では、従来の額との比較や削減率の数値を先行させるのではなく、できる限りゼロベースでアプローチし、本来あるべき妥当な金額を求める審議がなされました。

なお、このときの答申に基づく改正条例の内容といたしましては、結果として、市長、副市長については答申どおり、議員報酬につきましては議会の意見を反映して答申とは異なる額となりました。

このことにつきましては、条例提案に当たり議会の意見をお聴きした際に、当時の議員報酬は議員による自主削減が実施されており、その時点では、その削減額を継続したいという御意見がありましたことから、その意見を反映したものでございまして、適正な額を決定する方法、考え方については、議会として決して異論があったということではなく、おおむね御賛同いただいているものと理解してございます。

話を戻しまして、この平成26年度の審議会におきましては、市長からの諮問文にもありますとおり、適正水準たる金額の算定方法に関し一定の構築をみたところではございますが、特別職の給料等につきましては、時代に応じた適正な水準とするため、定期的に、概ね2年程度を目安に、検討を加えることとしておりますことから、この度、改めまして、その額が適正なものとなっているか検討、見直しを行うこととし、今回の諮問となったものでございます。

なお、当審議会の開催予定ですが、仮に、特別職の給料等の改正が必要となった場合、来年度の当初予算として措置することも考慮しますと、条例改正の議案につきましては、例年12月に開催されます第4回市議会定例会に提出したいと考えておりますので、10月中旬頃までに、必要に応じ会議を4、5回開催し、市長に答申をしたいと考えております。

以上でございます。

○遠藤会長

ありがとうございます。

今回の諮問にあたる経緯について、詳しく述べていただきました。

それでは、10月中旬までに、会議を4、5回開催して、市長に答申できる予定で進めてまいりたいということでございますので、委員の皆様の御協力よろしくお願いいたします。

さて、本日、第1回の会議です。事務局からの配付資料に基づいて、この審議会の行き着き

ですが、まず1点はこの審議会の役割ですね。それから2つ目、市長、副市長の給料、議員の議員報酬について。3つ目、前回、平成26年の審議会の答申の考え方など説明を受けて、今後の会議の方向性について審議してまいりたいと考えております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

◆資料説明

○山谷総務部参事

それでは、私から、お配りしております資料について御説明申し上げます。

着席のままで失礼させていただきます。

まず、資料全体の概要でございますけれども、本日第1回目の審議会の資料と致しましては、当審議会の設置根拠や特別職の給料等の支給根拠となる法令の条文をはじめとして、前回、2年前の審議会の答申など、今後の審議の前提となる、言わば基礎資料として御用意したものでございます。前回の審議会から引き続き御就任いただきました委員におかれましては、既に目にされている内容のものも多くございますが、前回からかなりの時間も経過しておりますし、今回、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、審議のベースとなる資料として、改めて準備させていただきました。

今後、第2回目以降の審議の際に、更に必要なものがあれば、これに追加してまいりたいと考えております。

それでは、個別の資料について御説明申し上げます。

資料には全て、右側にインデックスを貼った表紙を付けております。表紙には、資料ナンバーと、資料のタイトルを記載しております。また、これからの説明の中で特に触れる部分については、あらかじめマーカーで色を塗っております。

最初に、資料01-01から01-04までは、当審議会の設置根拠や実際の運営に関して市において定めているものに係る資料でございます。

01-01

まず、資料01-01を御覧いただきたいと思います。

資料01-01でございますが、これは、当審議会の設置根拠である青森市特別職報酬等審議会条例の全文でございます。

第2条において、市長の諮問に応じ議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額について審議するものであることを規定しております。

後ほどまた御説明致しますが、一般に全国どの自治体におきましても、市長をはじめとする特別職の給料等につきましては、学識経験者などで構成される特別職報酬等審議会による審議を経て、条例上の額が定められております。これは、支給額が恣意的なものとならないように、住民各層の意向を公平に反映させるという趣旨によるものでございます。

01-02

次に、資料01-02を御覧下さい。

資料 01-02 でございますが、これは、市長が定めている附属機関の会議の公開に関する要領の全文でございます。

当審議会は、地方自治法に基づく市長の附属機関でございますが、市では、附属機関の会議については、この要領を定め、原則公開の運用を行っております。

第 2 条において、「会議は、原則として公開とする。」と定め、そのただし書で、「次のいずれかに該当するとき」即ち、その下の（１）・（２）と書かれている部分ですが、第 1 号及び第 2 号に該当するときは「全部又は一部を公開しない。」としております。第 1 号は、青森市情報公開条例第 7 条に規定する非開示情報について審議を行うとき、と定めておりまして、本日は特段資料としてこの情報公開条例の規定は用意しておりませんが、例えば、いわゆる個人情報などがそれに該当するものでございまして、当審議会においては、現在のところそのような情報を取り扱うことは想定しておりません。また、第 2 号の「公にすることが適当でないと判断する情報」についても同様でございます。

したがって、当審議会におきましては、本日の会議を含め、今後も原則公開の運用を行ってまいります。

第 4 条以降では、会議の傍聴や会議開催の事前公表などについて定めておりますが、本日のこの会議も、これらの規定に従い必要な手続を行っております。

01-03

次に、資料 01-03 を御覧下さい。

資料 01-03 でございますが、これは、同じく市長が定めている附属機関の会議概要の作成及び公開に関する要領の全文でございます。

当審議会の会議概要につきましても、この要領に基づき、速やかに作成し、公開してまいります。

01-04

次に、資料 01-04 を御覧下さい。

先ほど御覧いただきましたけれども、当審議会の委員名簿でございます。

順不同でございますので、その点、御容赦いただきたいと思います。

02-01

次に、資料 02-01 から 02-03 までは、特別職報酬等審議会に関する国からの通知でございます。

まず、資料 02-01 を御覧いただきたいと思います。

資料 02-01 でございますが、これは、昭和 39 年、現在の総務省、当時の自治省の、自治事務次官通知でございます。先ほど、資料 01-01 特別職報酬等審議会条例の説明の際に若干触れましたが、全国の自治体で特別職報酬等審議会を設置しているのは、この事務次官通知が根拠となっているものでございます。その内容ですが、「特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要がある」とし、「議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること」としております。

02-02

次に、資料 02-02 を御覧下さい。

資料 02-02 は、昭和 43 年、同じく自治省の行政局長通知でございます。

これは、当時、一部の地方公共団体の特別職の給与の引上げに関連して世論の批判を受けているむきもあり、一層の適正化を期するため、ということで出された通知でございます。この通知の中で、資料の 2 枚目中ほどからですが、マーカーで色を塗っている部分には、特別職報酬等審議会に関し配意すべき事項が記載されており、審議会への提出資料として、資料 3 枚目、もう一枚めくっていただきまして、3 枚目のマーカーで色を塗っているところです。「別記（資料項目）」にありますとおり、近年における消費者物価上昇率ですとか 7 種類の項目が列挙されております。

これらの資料につきましては、お配りしている資料に既に含まれておりますので、後ほど、改めて御説明致します。

02-03

次に、資料 02-03 を御覧下さい。

資料 02-03 は、昭和 48 年の同じく自治省の行政局公務員部長通知でございます。

この通知は、特別職の報酬等の性質について、2 段落目、色を塗っている部分ですけれども、これにありますとおり「その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきもの」であると示し、特別職の報酬等を自動的に引き上げる方式を採用することのないよう求める内容となっております。

ここまで、主に審議会の設置根拠等、当審議会そのものに関する資料を御紹介致しました。

03-01

それでは次に、資料 03-01 について御説明申し上げます。インデックスを付けた資料の表紙に※で「参考」と記載しておりますが、これは、審議会で議論していただく内容とは直接的な関係はございませんが、資料を見たり議論を進めたりする上で、知っておいていただいたほうがよいと思われるもの、あるいは理解の手助けとなるようなもの、という意味で用意した参考資料でございますので、そのように御理解いただければと思います。

まず、資料 03-01 ですが、これは著作権法の第 42 条でございます。

お配りしている資料の中には、出版物の一部を複製、すなわちコピーしたものがございます。

これは、本来的には著作権の侵害であり、同法違反ということになるのですが、この著作権法第 42 条では、「著作物は、行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。」と規定しており、当審議会の議論のために用いるような一定の場合には許されるものであることを示しております。

具体的にどのような場合が許されるのかにつきましては、次の資料 03-02 を御覧いただきたいと思います。

03-02

03-02 の資料の中ほど、黄色いマーカーを塗った部分ですが、そのただし書にありますとおり、「審議会の審議資料として委員に配付するような場合は、ここでの内部資料と解される」ことになり、複製が許容されるとしております。

したがって、これから後に御説明致します出版物のコピーである資料につきましては、著作権法第 42 条第 1 項の規定により許容されていることをあらかじめ御理解いただければと思います。

なお、審議会の資料ということであればコピーは無制限に許されるのかといえば決してそのうではなくて、資料のピンクのマーカーを塗った部分にありますとおり「外部に配布するような場合は本条に該当しない」、「必要以上の部数のコピーは許容されない」こととなりますことから、冒頭申し上げましたように当審議会は公開であり、資料も同様に公開されることが原則ではありますがものの、資料のうち、この第 42 条第 1 項の規定によりコピーが許容されているものに限り、委員の皆様だけにお配りし、傍聴者、報道関係者等には配布できないものであることをあらかじめ申し添えさせていただきます。

04

それでは次に、資料 04 を御覧下さい。

資料 04 について御説明申し上げます。ここから先の資料は、市長及び副市長の給料に関する資料でございます。

資料 04 は、地方自治法第 204 条の条文でございまして、「市長・副市長の給与の支給根拠でございます。

その第 1 項では、「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員に対し、給料を支給しなければならない。」と規定しております。また、第 3 項において、「給料の額は条例でこれを定めなければならない。」と規定しております。

05

その給料の額等を定めた条例が、次の資料 05 でございますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

資料 05、青森市特別職の職員の給与に関する条例でございます。字が小さくて申し訳ございません。第 1 条の第 1 号及び第 2 号に、黄色の部分ですけれども、市長・副市長が規定されておまして、2 ページ目、2/7 と書いたページですが、黄色の部分、第 3 条では、市長等の給料月額を、「別表一に定めるところによる。」と規定しております。その別表一は、5 ページ目に記載されておまして、5/7 ページを御覧いただければと思います。下のところです。黄色く塗っているところです。市長の給料額が月額 1,000,000 円、副市長の給料額が月額 788,000 円と規定されております。

この額は、前回 2 年前の審議会の答申を受けて改正したものでございまして、因みに改正前は、市長の場合ですと、もうここには記載されておませんが 1,180,000 円の範囲内で市長が定めるという、いわゆる上限制が採られておまして、市長の決裁によって実際の支給額を月額 771,800 円と決定していたところでございました。

また、市長・副市長の給料額はこのように前回の審議会の答申を受けて条例本則及び別表に

明確に規定致しましたが、特例措置として、3 ページ目に戻っていただきまして、3/7 ページ、黄色のマーカーの部分に記載されておりますが、附則第7 項に、平成 28 年 12 月 31 日までの間は、市長の給料 1,000,000 円とあるのは 850,000 円、副市長の給料 788,000 円とあるのは 748,600 円とすると規定しておりまして、実際には本則の額よりもこのように減額して支給しているところでございます。

06

次に資料 06 を御覧いただきたいと思います。

資料 06 が、ただ今申し上げました給料額を表にしたものでございます。

内容につきましては、ただ今御説明申し上げたとおりでございますが、参考として、平成 16 年からの支給額の状況も記載しております。

07

次に、資料 07 を御覧いただきたいと思います。

資料 07 は、市長・副市長の職務・職責について、一般職員との違い、また、市長と副市長との違いを、簡潔に表にまとめたものでございます。

市長・副市長の給料月額の違いは、端的に、そのような職務・職責の違いを反映したものであると考えられるところです。

08-01

次に、資料 08-01 を御覧いただきたいと思います。

08-01 から 08-04 までは、昭和 43 年の自治省行政局長通知により列挙されて、当審議会に提出することが要請されていた資料でございます。

まず、資料 08-01 は、近年における消費者物価指数の推移を表したものでございます。

これを見ますと、全国の消費者物価指数は、近年、平成 20 年をピークに下落傾向にありましたが、平成 25 年が上昇に転じ、平成 26 年はその上げ幅も大きく、直近 6 ヶ月間の月別の推移もその水準を維持している、又は上昇傾向にあるものと思われまます。

08-02

次に、資料 08-02 を御覧下さい。

資料 08-02 は、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の市長・副市長の給料等に関する調べでございます。

まず、「人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体」をどう捉えるかということでございますが、一般的に、市町村が自らの財政状況等を他の市町村と比較する場合には、総務省が人口及び第 2 次・第 3 次産業人口比率を基準として設定している類似団体の類型を用いております。したがって、当審議会におきましても、この類似団体に係る資料を用いることとし、青森市の場合、都市制度としての「中核市」に分類されますことから、お手元の資料は、他の中核市の状況と比較する形で作成しております。

なお、中核市の権限等につきましては、後ほど改めて御説明する予定でございます。

資料の 1 枚目は、市長の給料等についてのものでございまして、青森市長の給料は、平成 28 年 4 月 1 日現在、中核市 47 市中、条例本則に規定された額は 45 位でございます。他の中核市

の中にも本市同様に特例的に削減措置を実施しているところがございます、その削減後の実際の支給額で比較致しますと、青森市は44位でございます。

2枚目は、副市長の給料等についてのものがございます。

08-03

続きまして、資料08-03を御覧頂きたいと思います。

資料08-03は、過去における特別職の職員の給与改定の状況を示す資料として御用意致しました。

大きく分けて、表の中の上段に市長・副市長の給料を、下段に議員報酬をそれぞれ記載しております。

市長の給料月額、平成15年4月に、条例上の上限額が118万円と定められ、実際にその額で支給されておりました。そして、平成16年4月から、決裁によって削減措置が行われてまいりました。表に記載されている「削減額」及び「削減率」の数値は、平成15年に条例に規定された上限額1,180,000円を基準として実際の支給額を見た場合の数値でございます。

そして、前回、2年前の審議会におきまして、実際の支給額が明らかにならない、いわゆる上限の廃止と、月額1,000,000円が適当である旨の答申が出され、平成27年1月1日から、先ほど見ていただきましたように、条例本則が改正された上で、条例の附則において削減措置が規定されたものでございます。

08-04

次に、資料08-04を御覧下さい。

08-04は、一般職の職員の給与改定を表したものでございます。

前回、平成26年度におきまして、市長の給料等の額について一定の適正な額を算定致しまして、現在に至っているところでございますことから、今回の審議会の資料と致しましては、その平成26年度及び現在平成28年度の一般職職員の平均給料月額と、その比較について、お示し致しました。

両年度を比較致しますと、資料記載のとおり、平成26年度に比して現在は0.19%引き上げられた額となっているものでございます。

09

次に、資料09を御覧下さい。

資料09でございますが、一般職の職員の給与決定の原則をお示しした参考資料でございます。

ひとつ前の資料08-04で、一般職の職員の平均給料月額の状況を御確認いただきましたことから、ここでその給与決定の原則についても確認するため、資料として御用意致しました。

一般職の給与決定につきましては、表に記載のとおり、職務給の原則、均衡の原則、給与条例主義の三原則がございます。職務給の原則は、給与は職務と責任に応じたものでなければならないとする原則であり、均衡の原則は、国・他の地方公共団体の職員の給与や民間の給与等を考慮して定めなければならないとする原則でございます。これにつきましては、国家公務員給与に関して行われる人事院勧告が、民間の給与水準等を踏まえてなされますことから、地方公務員においては、国家公務員の給与改定に準じることで、民間の給与水準や国・他の地方公

共同体との均衡がとれるものであると考えられております。また、給与条例主義の原則につきましては、支給額等が恣意的なものとならないよう、議会の議決にかからしめることとするものでございます。

先ほど見ていただきました昭和 43 年の自治省の通知におきまして、特別職の給料水準を決定するに当たり一般職の給与改定の状況を斟酌するように要請している理由は、一般職の給与水準はこのような均衡の原則が基礎としてあるので、社会情勢、民間給与、物価などの諸事情の変化を特別職の給料水準にも間接的に反映させようとするものであると考えられます。

ここまでの、市長・副市長の給料月額に関する基礎資料として御用意したものでございます。次の資料からは、議員報酬に関するものでございます。

10-01

資料 10-01 を御覧下さい。

資料 10-01 は、地方自治法第 203 条の条文でございまして、議員報酬の支給根拠でございます。

第 203 条第 1 項で、「その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。」と定め、第 4 項でその額は、「条例でこれを定めなければならない。」と定めております。これを定めた条例は、先ほど既に見ていただきました資料 05 でございます。

恐れ入ります。資料 05 をもう一度見ていただければと思います。

資料 05 の 1 枚目、1/7 ページのピンクで塗っているところに、第 6 号、議会議員として定められています。

1 枚めくっていただきまして、2/7 ページ、ここの第 5 条に、ピンクで塗っているところですが、「議会議員の受ける給与は、別表二による議員報酬とする。」とあります。

別表二が、5/7 ページの一番下から 6/7 ページの一番頭にかけてです。具体的な数字は、6/7 ページの一番上のところに記載されております。

表の中で、議長が 646,200 円、副議長が 592,200 円、議員が 569,700 円という規定がされているというところでございます。

10-02

再び、資料の 10-02 を御覧いただきたいと思います。

資料 10-02 ですが、これは地方自治法第 203 条の、いわゆる逐条解説でございます。

資料の 2 枚目、黄色く色を塗っている部分ですけれども「[解釈] の一」とそれに続く「[解釈] の二」にありますけれども、このマーカーで色を塗った部分について、端的に御紹介致しますと、議員の位置付けや議会のあり方について、国において多くの議論がなされ、議員を「非常勤の職員」に分類するのは適切ではないということから、平成 20 年にこの第 203 条が改正され、議員報酬等に関する規定が独立して定められたという経緯がございます。

このことは、後ほど前回 2 年前の審議会の答申を確認する際にも触れますが、議員が公選職であること、地方分権時代にあって重大な責任を負うものであることなどを背景にしており、議員報酬の水準を考える上で、言わば基礎となった部分でございます。

次に、資料 11 を御覧いただきたいと思います。

資料 11 は、議員報酬の支給額を表にしたものでございます。

表の真ん中に、前回 2 年前の審議会の答申額を記載しております。議員の額でお話致しますと、前回の審議会では 581,000 円が適当である旨を答申致しました。後ほど、答申内容については詳しく振り返ることと致しますが、前回の審議会では、改正前の額との比較や引下げ・引上げの率や額を議論するのではなく、ゼロベースで議員のあり方や位置付けを踏まえた上で、議員報酬の適正な水準を求めたところでございます。その結果として、この 581,000 円が算定されたものですが、先ほど総務部長からもお話がありましてとおり、この答申を受けた市長におきましては、条例提案に当たり、議会側からの意見もお聴き致しました。その際、従来、改正前の条例上の額 633,000 円から、10%削減した額である 569,700 円を支給しているところ、引き続きその額とすべき旨の意見が多くありましたことから、市長としては審議会の答申を尊重する立場は当然のことながら、議会の意見も尊重することとし、この 569,700 円の額で条例案を提出し、議決を得たところでございます。

したがって、現状では、前回の審議会による答申額と、実際の議員報酬額とでは、乖離があるものでございます。

12-01

次に、資料 12-01 を御覧いただきたいと思います。

資料 12-01 から 12-05 までは、昭和 43 年の自治省行政局長通知により列挙されて、当審議会に提出することが要請されていた資料で、議員に係るものでございます。

まず、資料 12-01 は、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体、即ち中核市の議員報酬等に関する調べでございます。

1 枚目が議長、2 枚目が副議長、3 枚目が議員のそれぞれの議員報酬額でございますが、中核市 47 市全体の中で、いずれも低位に位置していることがわかると思います。

12-02

次に、資料 12-02 を御覧下さい。

資料 12-02 は、議会費の前 5 ヶ年の一般財源に対する構成割合でございます。

資料に記載のとおり、ここでいう「議会費」とは、議員報酬のみならず、事務局職員の給与をはじめ議会に係る全ての経費のことでございます。

なお、平成 27 年度の決算額の数値は、暫定値ということで御理解いただきたいと思います。

12-03

次に、資料 12-03 に進みたいと思います。資料 12-03 を御覧下さい。

資料 12-03 は、議員報酬月額総額の住民 1 人当たりの額と他の中核市のそれとの比較でございます。

中核市 47 市全体の中で、青森市は高い方から 15 位という位置でございますが、他の上位の自治体をみますと、中核市の中で比較的人口規模の小さい自治体であり、これは、計算上、分母が人口でございますので、人口が少ない自治体ほど数値としては高めに算出される傾向があるのではないかと考えております。

12-04

次に、資料 12-04 を御覧下さい。

資料 12-04 は、本市における議員の本会議等に係る活動状況に関する資料として、市議会において作成・公表しております青森市議会要覧平成 28 年度版の抜粋でございます。

本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、予算特別委員会、決算特別委員会等の状況が記載されております。

念のため申し上げますと、先ほども触れました平成 20 年の地方自治法第 203 条の改正の背景にあった考え方は、現在では議員の活動は広範な領域のものであると整理され、ここに挙げられた議会活動に限定して捉えることができないものであると理解されているものでございます。

12-05

その意味で、次の資料 12-05 でございますが、近年の青森市議会における市民との意見交換会、議会報告会の活動状況に関する資料でございますが、本会議等の議会活動のみならず、日常の議員活動が重要であると考えられているところ、青森市議会におきましても、近年はこのような活動に積極的に取り組んでいるところでございます。

ここまで、議員報酬に関連する資料を御紹介致しました。

なお、消費者物価指数の推移、議員報酬の額の推移、一般職職員の給与改定の状況につきましては、既に御覧いただきました資料 08-01、08-03、08-04 と共通でございますので、そちらを御参照いただくこととし、説明は割愛させていただきます。

13

次に、資料 13 でございます。

参考資料でございますが、先ほど来、青森市の類似団体の区分としての中核市、というお話をさせていただいておりますが、資料 13 は、中核市とは何か、の参考資料でございます。委員の皆様におかれましては既に御承知の内容とは存じますが、確認のため、改めて紹介させていただきます。

資料の内容は、中核市市長会のホームページからの抜粋でございます。まず、「中核市の概要」を御覧いただきたいと思います。全国には約 1,700 の市町村がありますが、従来は、人口規模の小さい村も人口規模の大きい市も、その事務権限はほとんど同じ状況でした。そこで、人口 20 万人以上の、比較的規模や能力などの大きい都市の事務権限を強化して、できる限り住民の身近なところで行政を行うようにした都市制度が中核市制度でございまして、平成 28 年 4 月 1 日現在、青森市を含めて 47 市でございます。

中核市が処理する主な事務は、資料に列挙しているものがありますが、青森市は、平成 18 年 10 月に中核市に以降致しまして、保健所の設置などを新たに行い、事務権限が大幅に拡充・強化されたところでございます。

因みに、中核市以外の都市制度と致しましては、政令指定都市がありまして、皆様御存知のとおり、仙台市、横浜市、名古屋市、大阪市などの大都市でございまして、都道府県とほぼ同様の権限を有しております。

それでは次に、資料 14-01 でございますが、資料 14-01 は、前回 2 年前の審議会の答申の写しでございます。

続く、資料 14-02 に答申内容の概要をまとめましたので、そちらを御覧いただきたいと思えます。

A3 ヨコの資料でございます。

まず、左側に、市長の給料額算出に用いた図を記載しております。

先ほど御覧いただきました自治省の通知により、市長の給料額を決定するに当たっては様々な資料を活用するよう要請されているところ、他の類似団体、即ち中核市の市長の給料額を勘案して適正な金額を導くことと致しました。その理由としては、一般的に、自治体の首長・組長の給料額は様々な諸事情が反映されて決定されているところ、首長の権限・職務内容がほぼ共通する中核市の市長の給料額を勘案することによって、結果として、間接的にはありますが、自治省通知が斟酌することを要請しているもの、即ち消費者物価や社会情勢、それらの影響を受けた民間給与、他自治体の市長の給与、一般職の給与改定の状況など様々な諸事情を反映させることがきると考えられるからでございます。

そして、単に額や順位の比較をするのではなく、青森市の財政規模に応じた水準を考慮する必要があるとして、財政状況に係る複数の指数について標準偏差と正規分布曲線を用いて各中核市の分布を表しました。それが、左側上半分の 6 種類の図でございます。財政力指数をはじめとして、6 つの指数について中核市の中における青森市の分布位置を明らかにしたところ、その矢印の示す位置が、青森市が分布する位置でございますが、概ね、平均 μ から標準偏差 σ の値を減じた値と平均 μ から標準偏差 σ の値の 2 倍を減じた値との中間に位置しているところでございます。ごく簡単に言いますと、 $-\sigma$ と -2σ の間でございます。

このことから、市長の給料の水準も、中核市の中では財政力指数等に係る分布位置と同様の位置とすべきであるとして、その下の大きな図のとおり、1,000,000 円を答申額として決定したものでございます。

副市長の給料につきましては、資料の右側上段にありますとおり、市長の給料月額との比率を基に、788,000 円と決定したものでございます。

なお、市長・副市長の給料につきまして、改正前は条例で限度額を定める、いわゆる上制限でありましたが、それを廃止することが適当であると致しました。

次に、議員報酬につきましては、資料の右側中断に記載しております。

適正な議員報酬の水準を考えるに当たり、まず、議員の位置付け・あり方に関し、その身分が公選職であるという考え方を背景として地方自治法の改正がなされたこと、地方分権時代にあって従来よりも重大な責任を負っているものであることなどを確認し、その額の決定要素として、特定の層だけを議員としないために生活給的な水準でなければならないこと、本会議などの議会活動のみならず日常の調査研究などの活動も対象に含めなければならないことなどについて共通理解を深めました。そして、研究者の考え方の「国会議員の歳費を基準とする考え方」を採用して、額を算定致しました。

国会議員の場合、議員報酬ではなく歳費という言葉になりますが、その国会議員の歳費につきましては、国会法第 35 条におきまして、国会議員は「一般職の国家公務員の最高の給与額より少くない歳費を受ける」と規定されておまして、その考え方を市議会議員にも当てはめたものでございます。資料に算式を記載しておりますが、国家公務員の給料の最高額に対する

国会議員の歳費の額の割合を求めて、それを青森市に当てはめ、議員報酬月額を 581,000 円と算定したものでございます。

この方式は、その自治体の一般職公務員の給料月額を算式に用いることによって、間接的に情勢適応の原則や均衡の原則等諸事情を反映させることができるほか、国会議員の歳費を基準とすることによって、1 つに、地方議会議員の身分が公選職であるという考え方が反映できること、2 つに地方分権時代にあつて従来よりも重大な責任を負う議会を担う議員に見合うものであること、3 つに生活給的な意味合いを含むこと、などのメリットがあるものと考えたところ です。

また、国会議員を基準とすることにつきましては、国会議員と地方議会議員とではその職務内容が違ふとはいえ、公選職という身分を有する点では同じであり、地方分権時代にあつて議会の機能・権限が拡大し、従来よりも重大な責任を負う議会を担う議員であることなどを考慮すれば、何ら不合理ではないと考えたところでございます。

なお、この他にもいくつかの算定方法があり、実際に、複数の委員から他の算定方法を推す意見もありましたが、それらも含めて総合的に検討した結果、多数決をもってこの考え方とそれにより算定された額を採用したところでございます。

議長・副議長の議員報酬につきましては、下段にありますとおり、議員の議員報酬との比率を基に、それぞれ決定したものでございます。

ここで、また改めて資料 11 を御覧いただきたいと思ひます。恐れ入ります。資料 11 を御覧下さい。

ただ今、前回の答申を振り返っていただきましたように、前回 2 年前の審議会では議員については月額 581,000 円が適当であると答申致しました。ただ、実際の改定額・支給額につきましては、先ほども申し上げましたとおり、議員が月額 569,700 円となっております。議長・副議長の議員報酬額も同様に答申よりも低い額となっております。

先ほどの繰り返しになりますが、これは、市長が審議会の答申を踏まえて条例の一部改正案を作成する際に、議員報酬について議会側の意見をお聴きしたところ、従来、改正前の条例上の額、月額 633,000 円から 10%削減した額である月額 569,700 円を支給しているところ、引き続きその額とすべき旨の意見があり、市長としては審議会の答申を尊重する立場は当然のことながら、議会の意見も尊重することとし、この月額 569,700 円の額で条例案を提出し、議決を得たものでございます。

冒頭、総務部長から御説明申し上げましたとおり、このときの議会の御意見は、適正な額を決定する方法、考え方そのものに異論があつたものではないと理解しております。

もとより、前回 2 年前の審議会では、改正前の額との比較や何%の引上げ・引下げといった審議ではなく、ゼロベースで適正な水準を求めたものでございますことから、当審議会におきましても、その視点を堅持した上で、現在の支給額である月額 569,700 円について改正の要・不要を審議していただく必要があろうかと考えております。

お配り致しました基礎資料の説明につきましては、以上でございます。

◆委員からの主な質疑応答や意見

○遠藤会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局からかなり詳細に、資料に基づいて御説明があったところでございます。

3 つに分かれていたわけですが、審議会の役割。これは法律に規定がございますので、この法律・規定について説明がございました。資料 05 までの資料に基づいてお話がありました。

それから、市長・副市長の給料については、06 から 10 までですね。

それから、議員報酬については、11 から 13 までの資料に基づいて説明がございました。

それで最後に、前回の平成 26 年度ですけれども、審議会の答申の考え方について、14-02 の A3 の資料に基づいて、説明をしていただいたところでございます。

それでは、ただ今説明のあった資料について、御質問等ございましたら御発言いただきたいと思えます。

○佐々木委員

これに対するところの質疑かどうかはわからないのですが、前回、私どもが提出いたしました答申案につきまして、どのような批判があったのかどうか。

もし、あったとすれば、どのような批判があったのか。もし、事務局でわかっている範囲内でお答えいただきたい。

それが一つです。

それから、前回の審議をした際にですね、いろいろな学者の方々から、それを補完するような、いろいろな意見が出て、私どもも、了解したわけですが、それ以来、何か新しい学説というのは出てきているのかどうか。そこらへんについて、発言したいと思えます。

○遠藤会長

それでは、事務局からお願いいたします。

○山谷総務部参事

まず、前回の答申の内容について、何か批判があったのかということですが、

特段、批判と言いますか、そのようなものはなかったと認識しております。先ほども申し上げましたように、議会からの意見とかもございましたが、あくまでも、支給額をいくらにするかということの意見であって、答申の考え方ですとか、算定方法ですとか、そういうことについて異論があった、批判があったという認識はありません。

更に、議会のみならず一般市民から、例えば、いろんな意見があったかということにつきましても、特段、そういうことはなかった。

そのような状況です。

それと 2 点目の、2 年間の間に学者の新しい知見があったかというようなお話ですが、特段、それについては、目新しいと言いますか、それはないと認識しております。

○遠藤会長

他にございますか。

特に他に質問がないようですので、委員の皆様におかれましては、平成26年度の審議会の答申の内容について、概ね御理解していただけたものと思います。

事務局から、冒頭説明がありましたけれども、前回の審議会では市長等の給料、議員報酬、それぞれに合理的と考えられる算定方法の構築がみられたところであります。

そこで、委員の皆様にご意見をちょうだいしたいと思うのですが、市長からの当審議会の諮問にですね、「平成26年度の議論の内容をベースとすることが合理的であると考え。」でございます。

これは、皆さんに先ほど、冒頭、市長からコピーを皆様のお手元に配布されたものでございますけれども、そのように書いてございます。

それから、前回の審議会から2年経ちましたけれども、前回の算定方法。詳細を添付していただいたわけですが、これを覆すだけの、大きな経済変動といったものが認められないのではないか。ということですね。

この2つの観点から、平成26年審議会が構築した考え方、算定方法をそのまま継続する方向でよいのではないかという考え方があるかと思います。

つまり、2年前にですね、前回の審議会の中で、御議論いただきましたけれども、その考え方。それから、算定方法を踏襲した上で、今回の審議会を行っていくということについて、皆様に、もう一度伺いたいといえますか、確認したいと考えております。

いかがでしょうか。

○敦賀委員

昨年の算出の方法に特段の批判というか問題点がないのであれば、会長がおっしゃるように、財政的規模とかいろいろ変わった事象とかあるのでしょうかけれども、新たに正規分布図を出して、特段問題がないのではないかなど。26年の前回の考え方をそのまま踏襲しても問題はないのではないかなど私は思うのですが。

○遠藤会長

わかりました。

他にございますか。

では、皆様の御意見がないようですので、当審議会では基本的に、平成26年審議会の算定方法のその考え方を継続するというので、皆様、大方の同意をいただきましたので、このことを基本に、今後、審議を進めてまいりたいと思います。

それを前提になんですが、次に、先ほどの諮問内容を御確認いただきたいと思いますけれども、「適正な額はいくらであるか。」それから「改定が必要かどうか。」となっています。

皆様に、御確認しましたけれども、平成26年審議会が構築した算定方法・考え方を基本とするということでやってまいりますので、その算定方法に現時点での最新の数値を計算方法に当てはめて、適正な額を算定して、その額と現在の規定額を比較して、大きな差があれば、改定が必要であるというふうに判断するのがよいのではないかと考えます。

このような考え方でよろしいでしょうか。

では、平成26年審議会が構築した算定方法に、現時点の最新の数値を当てはめたものを基本

として、次回以降、審議してまいりたいと思います。

そこで、次回の会議の前に、事務局には次回の審議のたたき台となる資料を作成して、委員の皆様へ配付するようにお願いしたいと思います。

それからまた、委員の皆様には、事務局からのたたき台の資料を基に次回の審議に供する考え方や御意見を整理していただくようにお願いしたいと思います。

その他、委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。

○石田委員

前回の時、附帯意見付いてますよね、要望。

資料でいえば、14-01 の4 ページであります。附帯意見（審議会からの要望）ということで、1 から3 まで付いてますけれども、これについての、その後の対応とか、あるいは、こういう取り組みをされたとか等あればお願いします。

○遠藤会長

附帯意見というと、資料 14-01 の4 ページの下のところですね。

附帯意見（審議会からの要望）の（1）、それから5 ページに（2）、（3）がございます。

このことについて、事務局から何か御説明ありますか。

○鈴木総務部長

今の4 附帯意見、前回の審議会からの要望というかたちで、3 点ございます。

それぞれまず、(1) 市長及び副市長の給料について特例的に減額をしようとするのであれば、条例の附則において期間を明示し規定すべきである。この点でございます。

現状、先ほどの資料の中で、特別職の給料等に関する条例の附則の第7 項で、平成28 年12 月31 日と期間を限って特例措置としてのかたちで、本則を変えるのではなくて、つまり月額1,000,000 円という部分を直接変えるのではなくて、月額1,000,000 円という本則に対して、その特例という形で、本体ではなくて附則という部分で規定をしてございます。

一方、議員報酬についてです。導入の考え方ですけれども、附則で議員報酬について10%減額の額を規定していただきたい旨、もしくは、そういう条例案を提案しようとしたのですけれども、当時の議会内での議論の結果として、本則をそうしたいと強くございまして、結果としましては、答申の額ではなくて、10%減額した額が本則に書かれている。

市長と議員とは、規定の仕方が分かっている現状でございます。

したがって、今回もいわゆる副議長としての額がいくらがいいのか。もう一つは、議員の額がいくらがいいのかという、当審議会の結論が出ました場合には、その改正に当たっては、今回の附帯意見付く・付かない別としまして、今回も当時の（1）の内容での条例改正をしたいと考えてございます。

（2）でございます。

議員報酬について、議会自らが責任を持って、審議会の答申を素材にして議論をすることを要望する。という点でございます。

結果として、現在の条例内容は、（1）とは異なるようなかたちでの議員報酬の規定の仕方になってございますが、（2）の議会が答申を素材にした上での議論の結果として捉えられますので、今回も答申内容を議会にお示しした上で、議会としてどのように判断するかというこ

とを返していただくという手順・手続きを踏みたいと思います。

その際には、(1)での前回の改定の趣旨、それから、その趣旨とは異なる考え方がある場合、どのような規定の仕方になるかということまでをお示しした上で、議会のほうの議論をお願いしたいという考えてございます。

それから、(3)でございます。議員活動の状況について、現在、議会のほうでは先ほど資料の中でお示したように、議員の活動という中で、資料の12-05です。それに資料を付けさせていただいて、言わば、これら活動の一端としての参考資料も付けさせていただいております。

これのみではございませんけれども、当時から比べて、前回、2年前から比べて議会の活動という場合について、市民が理解・評価できるような体制については、進んでいるという状況ですので、先ほどの資料の添付も合わせまして、こういうかたちでお答えさせていただきます。

○石田委員

御質問したというのは、前回の時にですね、先ほど御説明受けたとおりなんですけれども、合わせて附帯事項についても、きちんと意識してやりましようと思ってましたので、今回も、前回はベースとするということであれば、考え方も合わせて、一緒になる。そのようになります。

○遠藤会長

附帯意見に期間を明示してないのですか。現在、市長の。

○鈴木総務部長

期間の明示というのは、資料05の3/7ページのところです。本則ではない、附則の第7項です。平成27年1月1日から平成28年12月31日までの間における市長及び副市長の給料月額並びに期末手当及び退職手当に関する別表一の規定の適用については、同表中「1,000,000円」とあるのは「850,000円」と、「788,000円」とあるのは「748,600円」とする。

この平成28年12月31日というのは、当時の条例改正の時期と、概ね2年後に見直ししようというもので、出来たときに、今年の12月31日までの間には、このような議論がなされるであろうと前提で。

当時のこの条例の改正、この附則がついた状況としては、2年後にこのような審議でもう一度見直すので、12月31日までの間という区切りをつけた上で、今回の審議会を開催しようと、そういうイメージでの、今年の12月31日という期限にしてございます。

○遠藤会長

他にございますか。

特になければ、次回以降の審議会の日程を確認しておきたいと思います。

事務局案を、お願いいたします。

○太田人事課副参事

次回の審議会につきましては、8月18日木曜日、午後3時から開催したいと思います。文書で後ほど御案内いたしますが、委員の皆様の日程調整をよろしくお願いいたします。

8月18日木曜日の午後3時でございます。

先ほど、会長から依頼のございました、事務局で作成しますたき台の資料につきましては、今週中に、至急、数字を当てはめたものを委員の皆様へ郵送したいと考えております。

また、次回の審議に関する資料で、委員の皆様から委員の皆様へ配付してほしい資料等がございましたら、データ又は紙で、8月9日までを目安に事務局人事課のほうへ提出していただければ、審議会に合わせて配付したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○遠藤会長

皆様、お忙しい中かと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、全て、本日の分終了したいと思います。

今後とも、皆様におかれましては、どうぞ、皆様のお力添えいただきながら、この審議会進めてまいりたいと思いますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。